

勤労婦人福祉法のあらまし



労働省婦人少年局

1972. 8

リーフレット No. 126

勤労婦人福祉法が昭和47年

7月1日から施行されました

勤労婦人福祉法は
勤労婦人の福祉の増進と
地位の向上をはかること

を目的とした法律です

★ この法律は勤労婦人の福祉についての基本

的理念を次のように定めています

● 勤労婦人は

職業生活と家庭生活を調和させ
母性を尊重されながら
性により差別されず
その能力を有効に發揮して
充実した職業生活を営むことができるよう
配慮されなければなりません

● また勤労婦人は

職業人としての自覚をもち
すすんで能力を開発し
それを職業生活において發揮するよう
努めなければなりません

★ この法律は事業主、国、地方公共団体など
実現されることをめざしております

の関係者の努力により、この基本的理念が

勤労婦人の福祉を増進するための関係者の責務はそれぞれ次のとおりです

・国・地方公共団体は一

★ 次の施策を行ないます

啓発活動の実施……………とくに勤労婦人の能力が有効に發揮されるようにするため
に行ないます

職業指導の充実……………勤労婦人が適職を選択し、職業に円滑に適応しやすいよう
にするために行ないます

職業訓練の受講促進………職業訓練の啓発、訓練施設の整備その他の措置を講じます

相談、講習等の実施…………職業生活と家庭生活に関する各種の相談、講習、実習等を行ないます

働く婦人の家の設置…………勤労婦人に対して各種の指導、相談等の実施および休養、
レクリエーション等のための総合的福祉施設として「働く
婦人の家」を設置します

調査研究の実施……………勤労婦人の職業生活と家庭生活に関する必要な調査研究を
実施します

★ 労働大臣は、これらの施策を総合的に進めるために「基本方針」を定めます

勤労婦人を雇用する事業主は

妊娠中及び出産後の勤労婦人の健康管理について配慮しなければなりません

★ 勤労婦人が母子保健法による保健指導や健康

診査をうけるために必要な時間を確保できる
ような配慮

★ 上記の保健指導や健康診査による指導事項を

守れるよう勤務時間の変更や勤務の軽減などの措置を講ずる努力

＜たとえば次のようなことが考えられます＞

- ・妊娠婦に対し通勤ラッシュをさけた時差出勤・退社の実施
 - ・勤務場所や職務の変更
 - ・超過勤務の制限
 - ・勤務時間の短縮等による勤務の軽減
 - ・休養室の整備

★ 育児休業とは

乳・幼児をもつ勤労婦人が申し出た場合に雇用関係を継続したまま一定期間育児のために休業することを認めることをいいます

＜これについてとくに重要な点は＞

- ・休業するかどうかは本人の自主的な選択によること
 - ・復職時には原則としてもとの職場にもどるようになります

★ そのほか、育児に関する便宜の供与としては

＜たとえば次のようなことが望されます＞

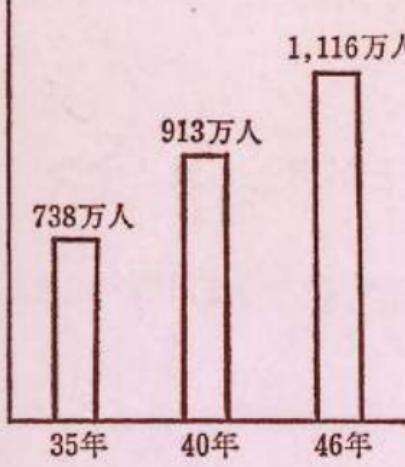
- ・保育所に通うための時間などについての配慮
 - ・乳幼児の健康診査をうけるための時間の配慮
 - ・授乳室の設置

勤労婦人の現状

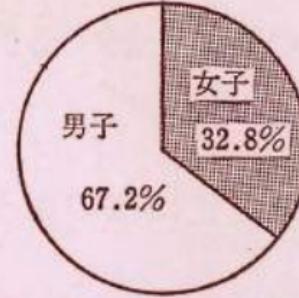
●近年、婦人の職場進出は著しく雇用者総数の3分の1、約1,100万人に達しました。なかでも既婚婦人がその過半数をしめています。これに伴ない平均年令は30.8歳に上昇しました。

今後勤労婦人のはたす役わりは一層大きくなるとともに婦人の生涯における職業生活の意義もますます高まつてくるものと思われます。

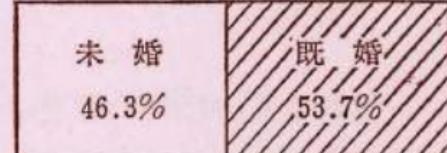
働く婦人の数



男女の割合



働く婦人の配偶関係



● 勤労婦人福祉法についてのお問い合わせは下記の婦人少年室へ

鳥取市鳥取局区内西町二丁目

鳥取婦人少年室